

新しい生活様式に基づく新潟市地域の茶の間 運営ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と地域での支え合い活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、地域の茶の間運営に係る基本的な考え方を示すものです。

なお、状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うことがあります。

「新しい生活様式」とは（実践例）

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染対策の3つの基本 ①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い

- 人との距離は、できるだけ2m空ける
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

（2）日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い、手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集・密接・密閉）
- 毎朝 体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

1 基本的な感染症対策を実施する

○体調不良の方の参加の自粛

- ・発熱等の風邪の症状がみられる時や体調がすぐれない方の活動・利用は控える。

※運営者も参加者も、当日の検温を実施するなど体調の確認を行う。

○感染予防・感染拡大を防ぐ

- ・参加の際には、手洗いや手指の消毒を行う。
- ・施設内ではマスクの着用、咳エチケットを徹底する。

○「3密」（密集・密接・密閉）を徹底的に回避した上で活動する

密集しない 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

（対策例）

- ・人の密度を下げるために、長机1台につき、一人など、席の配置を考慮する。
- ・対人距離を確保して活動する。（できるだけ四方2mを空けることを目安に）なるべく、対面方式は避ける。
- ・施設が示す部屋の定員の半分以下の人数で開催するなど会場を広く使う。

密接しない 飛沫を発生させないように、工夫する。

(対策例)

- ・ 近距離での会話や発声の際はマスクを使用する。
- ・ 大声を出したり、呼気が激しくなったりする活動は控える。
- ・ 食事は原則行わない。
- ・ 湯飲みなどを共用する形での湯茶の提供は行わない。(使い捨ての紙コップなどを使用する)
- ・ 菓子を提供する場合は、菓子器に盛らず、個包装のものを個別に提供する。
- ・ 対面での飲食を避け、大声での会話はなるべく控える。

密閉しない 換気を徹底する。

(対策例)

- ・ 2方向の窓を同時に全開にし、1時間に2回(1回数分程度)以上換気を行う。
- ・ 窓が1つしかない場合は、窓と入口のドアを同時に全開にし、上記同様に換気を行う。
- ・ 換気の効果をもっと上げるため、扇風機や換気扇を併用するなど工夫する。

施設等の感染症対策 共用部分の消毒

(対策例)

- ・ ドアノブや取っ手、テーブル、トイレなど、多数が触れる場所について、アルコール消毒液などを用いて定期的に清拭する。
- ・ そうした対応が取れない場合は、参加者及び運営者に対し、参加中は顔などをむやみに触らないよう周知する。
- ・ 施設の利用については、施設管理者の指示に従い、対策を徹底する。

○その他感染症対策について

- ・ 活動前に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを確認し、対策を講じる。
- ・ 利用終了後、チェックリストや参加者名簿を記載し、記載したものは、各団体で保管する。
- ・ 活動終了後の会話は控え、できるだけ速やかに帰宅する。

2 当日の地域の茶の間の実施について

- ・ 講座などを開催する場合は、静かに講義を聞く座学の類は実施してもよい。
- ・ 会話や発声などで多くの飛沫が発生する活動は極力行わない。
- ・ 当日は運営者や講師を含め、参加者が特定できること。

3 活動日の参加者を把握する

- ・ 参加者名簿を作成し、連絡先を把握しておく。

(感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置。提出は不要。運営者が2週間保管する)

4 活動を中止する場合など

- ・開催中に参加者及び運営者で発熱又は風邪の症状がある場合など、体調不良者が発生した場合には、速やかに開催を中止する。
- ・その場合も参加者を特定し、氏名・連絡先を記録しておく。

5 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年6月1日(月)から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直す。

6 地域の茶の間支援事業について

- ・本ガイドラインに沿った開催が困難などの理由により運営者の判断で開催しない場合、未開催の月の家賃や会場使用料、光熱水費、その他経費については、補助対象経費としない。
- ・本ガイドラインに沿って実施した場合、1回あたりの市民である高齢者の参加が概ね10名未満であっても、「新潟市地域の茶の間支援事業実施要綱」第11条第1項第2号に定める補助対象となる活動の要件を満たしたものとみなす。

ガイドラインに基づく運営例

- ・受付の際は、当番立ち合いのもと体調を確認し、受付カードを記載してもらう。
- ・テーブルごとに1人として密集を避ける。
- ・参加時間を制限(30分や1時間など)して、できるだけ多くの人に参加できるようにする。
- ・イベントは実施しない(多数が集まる状況を作らない 座学を除く)。
- ・菓子の提供は個包装の飴のみとする(マスクを外す回数を少なくする)。